

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 規 則

○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則…………… (人材育成課) 54

### 告 示

○土地改良法による道営換地処分…………… (農業施設管理課) 54

○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) 54

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) 55

### 総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 56

### 道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 57

## 規 則

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年2月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第4号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1北見高等技術専門学院の項中

「

電 子 機 械 科	2 年	-	-	15 人
-----------	-----	---	---	------

」を

「

電 子 機 械 科	2 年	-	-	10 人
-----------	-----	---	---	------

」に改める。

### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 告 示

### 北海道告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、せたな町愛知地区1工区及び2工区の換地処分をした。

平成31年2月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道告示第85号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年2月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
西雄信内沢川（Ⅱ-53-0100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡天塩町字オヌブナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
辰子丑の沢川（Ⅱ-53-0110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡天塩町字タツネウシ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
サクカヘシ1の沢川（右）サクカヘシ1の沢川（左）（Ⅱ-53-0120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡天塩町字下サロベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 4 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
サクカヘシ2の沢川（Ⅱ-53-0130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡天塩町字下サロベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
北里の沢川（Ⅱ-53-0090）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡遠別町字北里、天塩町字更岸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
啓明の沢川（Ⅱ-53-0060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡遠別町字啓明（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
清川1の沢川（Ⅱ-53-0070）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡遠別町字清川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
歌越の沢川（Ⅱ-53-0020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡遠別町字歌越（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
旭の沢川（Ⅱ-53-0030）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
天塩郡遠別町字旭（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第86号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57

号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年2月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
共栄1の沢川（Ⅱ-53-0040）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
天塩郡遠別町字共栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
共栄の沢川（Ⅱ-53-0050）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
天塩郡遠別町字共栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
清川の沢川（Ⅱ-53-0080）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
天塩郡遠別町字清川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
共成の沢川（Ⅱ-53-0010）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
天塩郡遠別町字歌越（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道上川総合振興局告示第1006号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年2月12日

北海道上川総合振興局長 佐藤 卓也

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 乗用自動車 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成31年3月28日（木）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成31年2月12日（火）から同月25日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 070-0040 旭川市10条通11丁目  
北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課

#### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市10条通11丁目 北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室会議室（送付による場合は、郵便番号 070-0040 旭川市10条通11丁目 北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課）
- (2) 入札日時 平成31年3月6日（水）午後2時（送付による場合は、同月5日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/hk/cuo/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

#### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

#### 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課
- (2) 所在地 郵便番号 070-0040 旭川市10条通11丁目

(3) 電話番号 0166-23-8195

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 6, 2019  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 5, 2019)
- C Contact : Community Support Section, Child Consultation Office, Department of Health and Environmental Affairs, Kamikawa General Subprefecture Bureau, Hokkaido Government, 10-jo-dori 11-chome, Asahikawa, Hokkaido 070-0040 Japan  
Phone : 0166-23-8195

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年2月12日

北海道教育庁後志教育局長 原 光 宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- ア A重油その1（小樽水産高校納入分） 76,000リットル
  - イ A重油その2（高等聾学校納入分） 172,000リットル
  - ウ A重油その3（小樽高等支援学校納入分） 112,000リットル
  - エ A重油その4（余市養護学校納入分） 99,000リットル
- アからエまでについては、それぞれの入札による。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1種2号
- (3) 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成31年2月12日（火）から同年3月1日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のアからウまで 平成31年3月13日（水）午前11時  
イ 1の(1)のエ 平成31年3月13日（水）午前10時  
（送付による場合は、同月12日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
平成30年8月28日付け北海道教育庁後志教育局告示第35号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。  
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyohou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電 話 番 号 0136-23-1979

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class 1, No2) 76,000 liters
- b Fuel oil A (JIS class 1, No2) 172,000 liters
- c Fuel oil A (JIS class 1, No2) 112,000 liters
- d Fuel oil A (JIS class 1, No2) 99,000 liters

B Bid tendering date and time :

- a, b, c 11 : 00 A.M., March 13, 2019
- d 10 : 00 A.M., March 13, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 12, 2019)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District, Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan  
Phone : 0136-23-1979

---